

<障がい学生支援>

本学では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針」に即して、障がいのある学生が学生生活をおくる際に適切な支援が受けられるよう、障がい学生サポート窓口を設置し、関係部署と連携を密にして修学支援等を全学的に取り組みます。

基本方針

1. 個別の意思・選択を尊重する。
2. 修学機会の保障に努める。
3. 支援の内容・方法等については、学生本人と合意を図りながら検討し、支援の改善を継続して見直す。
4. 自立に向けた修学支援に留意する。
5. 共に育ち共に学ぶ環境づくりを推進する。

支援の流れ

